

組合員の皆さんへ

令和 元年 9月 2日
佐賀県建設労働組合連合会

この度の令和元年 8月佐賀県豪雨災害の
被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、8月 27日～28日の豪雨により、組合員自宅の被害を受けられた方は下記内容の、こくみん共済 COOP（全労済共済）の住宅災害見舞金の対象です。また、全建総連災害見舞もありますので、下記内容をご確認頂き、所属の組合までにご連絡ください。

①こくみん共済 COOP（全労済共済） ※64歳以下・65以上共通

自然災害 風水害	全壊・流失	300,000円	住宅本体の損害率70%以上の損害
	半壊	150,000円	住宅本体の損害率20～70%以上の損害
	一部壊	3万円～1万円	住宅本体の損害額20万円を超える損害
	床上浸水	15万円～1万円	浸水の程度に応じて

※こくみん共済 COOP（全労済共済）住宅災害見舞金について

1. 一部壊については、20万円を超える損害が対象です。
2. 該当する組合員の方は、全労済より現地調査がありますので、事前に被災状況の写真を撮っておいて下さい。

②全建総連災害見舞いについて

【居住する家屋】

- 1) 全焼・全壊・全流失 5万円
- 2) 半焼・半壊 3万円
- 3) 床上浸水および半焼・半壊に準ずる一部破損のもの 1万円

※市町村から罹災証明を必ず添付してください。